

# 道路工事等に係る消防への届出について

(十日町地域広域事務組合火災予防条例第45条第1項第5号関係)



## 【標記届出を必要とするもの】

- 消防隊の通行その他の消火活動に支障を及ぼすおそれのある工事（国道・県道・市道等全て）で以下のいずれかに該当する場合は、
  - ・道路を全面通行止めとするもの
  - ・大型車の通行規制をするもの
  - ・主要道路の橋やトンネル工事、及び工事規制による渋滞が考えられるもの

## 【届出の方法】

届出の方法は、消防の「道路工事届出書」の用紙（様式第10号）に、工事施工区域（場所）図面を添付して、下記のいずれかの方法で提出してください。

なお、消防の届出用紙ではなく、道路使用許可申請書等の写しでもかまいません。

※消防の届出用紙は、最寄りの消防署での受取り、又は十日町地域消防本部ホームページからの抽出、若しくは下記メールアドレス宛に「用紙の送付」とご連絡ください。

### ● 書面での届出の場合（以下の最寄りの消防署へお願いします。）

- ・十日町地域消防本部警防課警防係：十日町市四日町新田1041番地  
TEL：025-757-1558（警防課直通）
- ・十日町地域消防署南分署：中魚沼郡津南町大字下船渡乙1097番地1  
TEL：025-765-2480
- ・十日町地域消防署しぶみ分署：十日町市松之山小谷964番地5  
TEL：025-597-2310

### ● FAXでの届出の場合

- ・十日町地域消防本部警防課警防係あて FAX：025-757-8499

※FAXで図面添付される場合、道路等が読み取れない場合があるので、その場合は、電話で確認をいたします。

### ● メールでの届出の場合

- ・十日町地域消防本部警防課警防係  
メールアドレス：fd-keibo@tokamachi-kouiki.jp

## お問合せ先

十日町地域消防本部 警防課警防係 TEL：025-757-1558（警防課直通）、又は上記に記載の最寄りの消防署までお願いします。